



令和6年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長

年 月 日提出

納税地 (住所等)	(〒 -)		個人番号 (マイナンバー)	
フリガナ 氏名	職業	電話番号		

(令和6年分用)

令和6年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった 申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の 通知を受けた日又は請求の 目的となった事実が生じた日	年 月 日
更正の請求をする 理由、請求をするに 至った事情の詳細等		
添付した書類		

請求額の計算書 (記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

		請 求 額				請 求 額	
		円				円	
総合課税の所得金額				税 額	⑭ に対する金額		
					⑮ に対する金額		
					⑯ に対する金額		
					計		
	合 計	①			配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
※		②			政党等寄附金等特別控除		
※		③			住宅耐震改修特別控除等		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	④			差引所得税額		
	生命保険料控除 地震保険料	⑤			災害減免額		
	寡婦・ひとり親、 勤労学生、障害者	⑥			再差引所得税額		
	配偶者 (特別) 控除	⑦			令和6年分特別税額控除	人	
	扶 養 控 除	⑧	人		再々差引所得税額 (基準所得税額)		
	基 礎 控 除	⑨			復興特別所得税額		
	④ から ⑨ までの計	⑩			所得税及び復興特別所得税の額		
	雑 損 医療費 (特例) 控除	⑪			外国税額控除等		
	寄 附 金 控 除	⑫			源泉徴収税額		
	合 計	⑬			申告納税額		
課税される額	① に対する金額	⑭	, 000	予 定 納 税 額 (第1期分・第2期分)			
	② に対する金額	⑮	, 000	第3期分の 税 額	納める税金 A		
	③ に対する金額	⑯	, 000		還付される 税 金 B		
	※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。			この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)		C	
			第3期分の税額の差額 (減少額 (C - A + B))				

赤字の場合は0と書いてください。
黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください。

還税金の 受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	公金受取口座
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号	貯金口座の 記号番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)	

※ 個人番号 (マイナンバー) の記載がない場合は、公金受取口座を登録・利用することができません。

税務署 整理 署欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	一連番号
	年 月 日		0		☐ 済 ☐ 未済		

書 き 方

- この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法第152条から第153条の6までを準用する場合を含みます。以下同じです。）に提出するものです。
- 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照してください。
 - 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号（マイナンバー）を記載します。
なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「令和〇〇年分確定申告」、「令和〇〇年分決定通知」などと記載します。
 - 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条から第153条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。
 - 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類名を記載します。

- 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（以下「確定申告の手引き」という。）などを参照してください。
- 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
 - 登録されている公金受取口座への振込みを希望される場合は、「公金受取口座」の「利用する」欄の□にチェックを、記載してください。
なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座（納税管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。
（注1）ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
（注2）「利用する」欄の□にチェックした場合、銀行等の名称、預金の種類、口座番号及び貯金総合通帳の記号番号の記載は不要です。
なお、預貯金口座が記載されている場合は、記載された内容に基づき振込みの手続を行います。
- 「公金受取口座」の「登録に同意する」欄には、記載した預貯金口座を公金受取口座として登録する場合に□にチェックを入れます。
公金受取口座の利用に当たっては、確定申告の手引きをご覧ください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、更正の請求書に添付してください。
 - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

○ 事業所得の金額について誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	事業所得の必要経費（地代家賃：事務所の賃借料）について12月分（200,000円）の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。
添付した書類	決算書（又は収支内訳書）、帳簿書類（地代家賃部分）、事務所の賃借料（12月分）を支払った領収書

○ 医療費控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院（△△市×-×-×）へ支払った医療費（〇〇〇円）について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書（〇〇〇円）

○ 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	令和×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。
添付した書類	令和×年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

○ 扶養控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	特定扶養親族に該当する子（国税太郎、平成×年×月×日生）について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
----------------------------	--

※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。

○ 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等	□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。
添付した書類	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書